

呉地域保健対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、呉地域保健対策協議会(略称「呉圏域地对協」)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島県西部保健所呉支所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、呉二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を、総合的に調査・協議し、必要な事業を実施推進することにより、呉二次保健医療圏域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、呉二次保健医療圏域内の次のものをもって構成する。

- (1) 市
- (2) 地区医師会
- (3) 主な病院
- (4) 地区歯科医師会
- (5) 地区薬剤師会
- (6) 公衆衛生推進協議会
- (7) 社会福祉協議会
- (8) 厚生環境事務所
- (9) 保健所
- (10) その他保健・医療・福祉関係団体

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉についての協議
- (2) 保健・医療の年次報告の作成
- (3) 保健・医療・福祉の推進に必要な協議、調査研究、調整及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進
- (4) 保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成・指導
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 委 員 50名以内
- (5) 監 事 2名

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の任務を代行する。

3 監事は、会務及び会計監査を行う。

4 理事は、総会に提出する議案及びその他業務の執行に関する事項で総会が必要と認めた事項を議決する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会の終結までその任期を延長することができる。

3 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選出方法)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員は、第4条の構成団体が協議し、構成団体から選出する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は会長、副会長、理事、委員及び監事をもって構成し、年1回の定例総会を開催する。また会長の招集又は総数の1/3以上の委員の要請により臨時総会を開催できる。理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、会長が招集し開催する。

2 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により議決する。

(専門委員会)

第11条 本会に企画調整委員会及び救急医療専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は会長が選任する。

3 専門委員会には委員長を置き、委員の中から会長が指名する。

(地区部会)

第12条 本会に地区部会として、呉市地域保健対策協議会及び江田島市地域保健対策協議会を置く。

(経費)

第13条 本会の運営費は、委託料、補助金、負担金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 前各条に定めるもののほか、本会の運営及びその他必要な事項については、会長が理事会又は総会の議決を経て定める。

なお、理事会で議決した事項は次期総会で報告し、承諾を得なければならない。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。